

■議案第60号 高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について

【要旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、須崎市、中土佐町、四万十町、津野町、梶原町で構成する高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一つである「大野見青年の家の設置及び維持管理並びに運営に関する事務」を廃止することに伴い、高幡広域市町村圏事務組合の財産である大野見青年の家を中土佐町へ無償譲渡するという財産処分を関係市町との協議のうえ定めることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、関係市町の議会の議決を求めるものです。

【譲渡理由】

中土佐町は、当該施設の所在地であり建設時からその運営を受託していることに加え、維持管理費の全額を負担していることなどから、譲渡先にふさわしいと考えます。

【譲渡する財産】

建 物	名 称	大野見青年の家（炊飯棟を含む）
	住 所	高知県高岡郡中土佐町大野見吉野232番地
	建 築 構 造	本 館 鉄筋コンクリート3階建 炊飯棟 木造平屋建
	延 床 面 積	本 館 1328.4㎡ 炊飯棟 103.0㎡
	建 築 年 月 日	本 館 昭和49年3月30日 炊飯棟 平成 4年6月15日
物 品	業務用冷蔵庫 1台	

【譲渡年月日】 平成31年4月1日

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（財産処分）

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。